

質 問 回 答 書

令和 8年 2月 18日

件 名 令和8～令和12年度郵便料金計器賃貸借(総務課)

番 号	図面番号等	質 問	回 答
1	-	満了時の返還費用については、発注者負担となる認識でよろしいでしょうか。	賃貸借等の期間の満了又は契約解除その他の事由によって契約が終了し、郵便料金計器を返還する際は、受注者の負担において撤去及び搬出をお願いいたします。
2	-	保守について、消耗品は含まない認識でよろしいでしょうか。	常に正常な状態で使用できるよう点検、修繕等の維持管理が保守に含まれるものとし、消耗品については保守に含まないものとします。
3	-	保守対応時間は平日9～17時とし、この時間外と土日祝日及び年末年始(12/30～1/4)は保守対応時間外で問題ない認識でよろしいでしょうか。	原則として、保守対応時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとし、土日祝祭日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は除外とします。ただし、営業日時等との差異がある場合は、別途協議とさせていただきます。